

●白浜町娯楽レクリエーション地区条例の改正案

現行条例 (一部抜粋)	改正条例案 (一部抜粋)
<p>第3条 娯楽レクリエーション地区のうち、第一種地区においては、建築基準法第48条第3項※1の規定にかかわらず、ホテル又は旅館を建築することができる。</p>	<p>第3条 娯楽レクリエーション地区のうち、第一種地区においては、建築基準法第48条第3項の規定にかかわらず、ホテル又は旅館、事務所を建築することができる。</p>

※1 第一種中高層住居専用地域内の建築できる建物の規定である。

用途地域内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 × 建てられない用途 ①、②、③、④、⑤、▲、■ 面積、高さ等の制限あり	第一種	第二種	第三種	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	第六種	第七種	第八種	第九種	第十種	備考
	用途地域	用途地域	用途地域	用途地域	用途地域	用途地域	用途地域	用途地域	用途地域	用途地域	用途地域	用途地域	用途地域	
住宅、共同住宅、寄附金、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
再居住まで、再居住目的の面積が、50㎡以内かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	単独部分の用途制限あり
2階以下かつ全面積の合計が150㎡以内の一定の店舗、飲食店等*	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④ 当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能
2階以下かつ全面積の合計が500㎡以内の一定の店舗、飲食店等*	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④ 当該用途に供する部分が2,000㎡以下の場合に限り建築可能
* 印以外は店舗、飲食店	×	×	×	①	②	③	④	○	○	○	○	○	○	④ 物品販売店舗、飲食店が建築禁止 ■ 農産物販売所、農業用ハウス等に際する
事務所等	×	×	×	①	②	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以内
ホテル、旅館	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以内
遊技場、パチンコ店、スクーター場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、ボウリング場、ゴルフ場	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以内
カラオケボックス等	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 10,000㎡以内
遊園地、動物園、児童館、公園、青少年センター、児童遊園地、児童センター、児童相談所等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	① 10,000㎡以内
劇場、映画館、演劇場、観劇場、ナイトクラブ等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	① 延床積200㎡未満
キャバレー、料飲店等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
観音付分母等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
天幕遊楽施設等 (延べ面積が10,000㎡を超える劇場、映画館、演劇場、観劇場、劇場、飲食店等、遊園地、動物園、児童館、公園、青少年センター、児童遊園地、児童センター、児童相談所等)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	劇場、映画館、演劇場又は観劇場の用途に供する部分に於いては、観劇場の部分に限る
幼稚園、小中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
幼稚園、児童遊園地等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大学、高等専門学校、専門学校等	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
図書館出所、公民館出所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
病院*	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公民館、診療所、保健所等*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
老人ホーム、福祉ホーム等*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
老人福祉センター、児童厚生施設等*	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以内
自動車販売所	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以内
自動車庫 (駐車庫を除く) ① 高さについては、建築物の延べ面積の1/2以下かつ高さ等：2.0mの制限	×	×	×	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以内 2階以下 ② 2,000㎡以内 1階以下 ③ 2,000㎡以内
自動車庫等	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以内 ■ 農産物及び農産物の生産資材貯蔵するに定める
自動車庫の合計が50㎡を超える店舗	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以内
パチンコ、家庭、豆腐屋、菓子屋、洋菓子屋、惣菜、建築等	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
自転車販売等作業場の全面積が50㎡以内	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
作業場の全面積の合計が50㎡以内の工場で危険性や環境を悪化させないが可能な工場 ((注) 第3項の工場)	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下 ■ 農産物・作業内容の制限あり ■ 農産物生産、集荷、貯蔵及び貯蔵する50㎡以内 (作業場の全面積の合計は制限無し)
作業場の全面積の合計が150㎡以内の工場で危険性や環境を悪化させないが可能な工場 ((注) 第3項の工場)	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
作業場の全面積の合計が150㎡を超える工場又は危険性や環境を悪化させないが可能な工場 ((注) 第3項の工場)	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
危険性が高い工場又は危険な環境を悪化させるおそれのある工場 ((注) 第3項の工場)	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
自動車修理工場	×	×	×	①	②	③	④	○	○	○	○	○	○	1,500㎡以内 2,000㎡以内
燃料貯蔵庫等	×	×	×	①	②	③	④	○	○	○	○	○	○	
火薬、石炭、ガスなどの貯蔵、処理の場	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	1,500㎡以内かつ2階以下 2,000㎡以内
危険物	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
貯蔵庫等	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	

※ 市庁内調整区域を除く。
注1 本表は、すべての用途について掲載したものではありません。建築物の用途については、建築基準法上の制限以外に別の法律によって制限を受ける地域があります。
注2 田園住居地域は平成30年4月1日から適用